

国民年金からのお知らせ

裁定請求

老齢基礎年金は、25年の資格期間を満たした人が65歳になると支給されます。

老齢基礎年金などの公的年金は、支給される条件がそろえば自動的に支給されるものではありません。

裁定請求書の事前送付

25年以上の加入期間があって、老齢基礎年金等の受給年齢（老

齢基礎年金では65歳）を迎える人には、受給年齢になる約3カ月前に、日本年金機構から年金加入記録等を印字した「裁定請求書」などの書類が、事前に送付されます。

この裁定請求書を受け取った人は、内容を確認し、その裁定請求書と必要な添付書類を提出して、裁定請求の手続きをすることになります。

一方、25年の加入期間が不足している人には「年金に関するお知らせ」のハガキが日本年金機構から、60歳到達月の約3カ月前に送られてきます。

てください。

カラ期間について

公的年金には、「カラ期間」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、資格期間には含まれる期間のことです。

主なカラ期間は、次の4つで、かつ昭和36年4月以後に20歳以上60歳未満だった期間とされています。

①厚生年金等の加入者の被扶養配

偶者であった昭和61年3月以前の期間

②学生であった平成3年3月以前の期間

③海外在住の期間（任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含む）

④厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間（昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限る）

これらのカラ期間があると思われる人は、年金の受給権に結びつくこともありますので、ご相談ください。

*

◆問い合わせ 京都南年金事務所 お客様相談室 (☎644-1165)

◎資産の種類

Table with 2 columns: 資産の種類 (Asset Type) and 内容 (Content). Rows include 構築物 (Buildings), 機械および装置 (Machinery), 船舶 (Ships), etc.

償却資産の申告は 2月2日(月)までに

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することのできる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算に算入されているものが対象になります。

- ①耐用年数1年未満の資産
②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却するもの(一括償却資産)
④自動車税および軽自動車税の対象となる車両

◆問い合わせ 課税課

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収を お願いいたします

京都府内全市町村と 京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。

個人住民税(個人の市町村住民税および府民税)は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

熱損失防止改修工事で 住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(1220㎡までの3分の1相当額)を減額します。

【減額される要件】

- ▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
▽平成28年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要する費用の合計が50万円を超えるもの。
①窓の断熱改修工事(必須)
②床の断熱改修工事

【減額の期間と範囲】

改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(1220㎡相当分まで)の3分の1を減額。

【手続き】

改修工事が完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。

◆問い合わせ 課税課

徴収方法の選択はできません。個人住民税の特別徴収を実施していない給与支払者(事業主)は、法令に基づき適正な特別徴収の実施をお願いします。

特別徴収のメリット

- ・個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
・従業員の皆さんは、金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
・年税額を12回に分けて支

手続き等

毎年1月31日(平成27年は2月2日)までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出していただきますが、その際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載していただきます。記載方法等詳しくは従業員等の住所地の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

◆問い合わせ 課税課

市税は納期内に納付を

市・府民税(第4期分)の納期限は 平成27年1月5日(月)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。



◆問い合わせ 納税課